

Title	明治二十年・池島事件の一考察(一)
Sub Title	A study on the Ikeshima affair occurred in Nagasaki prefecture, 1887 (1)
Author	寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.6 (1980. 6) ,p.44- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800615-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治二十年・池島事件の一考察（一）

寺 崎 修

- 一 は し が き
- 二 事件の概要
- 三 事件処理の過程（その一）……以上本号
- 四 事件処理の過程（その二）……以下次号
- 五 事件の解決
- 六 む す び

一 は し が き

明治二十年（二八八七）三月四日、米国軍艦オマハ号（Orata）⁽¹⁾が、許可なく、わが国長崎県下の池島周辺において海上射的演習を行い、それがため、多数の不発弾が同島に着弾し、その不発弾の処理を誤った同島住民多数が死傷するという事件が起つた。この事件の解決は、結局、日米両国間の外交交渉に委ねられることになり、明治二十二年（二八八九）三月二十八日、米国政府が日本人被害者一同に対する救助費として、総額一万五千弗（邦貨約二万円）を支払つたことによつて、よ

うやくその最終的結着をみるにいたつたが、この事件を世に、池島事件（オマハ号事件）という。

この池島事件は、長崎県下の一孤島において起つた事件ではあつたが、その内容が、単なる外国軍艦による領海侵犯にとどまらず、外国軍艦の砲撃による日本人の死傷事件という衝撃的な事実を併せ含んでいたために、それは事件勃発の直後より、世上に知られるところとなつた。当時、事件の推移を最も克明に報道したと思われる現地の「鎮西日報」⁽³⁾の記事が、東京日々新聞、時事新報、読売新聞、郵便報知新聞、大坂日報、朝野新聞、土陽新聞などの全国各地の新聞に、しばしば転載されているところをみると、この池島事件の勃発が、いかに広く、その頃の世上の関心を集めたかを、端的に物語つてゐるように思われる。

他方、この池島事件は、日本側が一方的・全面的な被害者となつた一事例としても寔に意義深いものがある。この事件は、神戸事件（明治元年）、あるいは大津事件（明治二十四年）などのように、日本側が加害者となつた事件とは、その性格が異なり、日本側が一方的に被害者となつた典型的な事例であつたからである。したがつてこの事件の推移ならびにその処理の過程を究明することは、治外法権下のわが国外外交渉の実態——とりわけ、わが国が被害者の立場に置かれた場合の外交交渉の様相——が、いかなるものであつたかをさぐる際の、貴重な事例研究になるといわねばならず、そこには、わが国が加害者であつたときの事例を究明するとは、また違つた意義があるといわねばならないであらう。

しかしそれにもかかわらず、この池島事件についての研究は、今日までのところ、ほとんどみるべき業績がないといつても過言ではない。例えば、「西彼杵郡神浦村郷土誌」⁽⁵⁾（大正七年）は、「外国交渉事件」と題し、この事件についてわずか二十四行ばかりの簡略な説明をしているにすぎないし、「郷土誌神浦村」⁽⁶⁾（昭和三十八年）にしても「米国軍艦池島砲撃事件」と題して、わずか二頁の記述があるにすぎず、また「外海町誌」⁽⁷⁾（昭和四十九年）は、「米国軍艦の池島砲撃」と題して、二、三の資料を掲げてはいるものの、この事件の経緯については、十行ほどのごく簡単な説明を行つてはいるにすぎない。また

「長崎県史」近代編(昭和五十一年)は、どういふわけかこの事件について一行も記述しておらず、さらにこのほか、この時期を扱った政治史、外交史の文献においても、私の知る限りこの事件にふれたものは全くみられない。⁽⁸⁾ わずかに最近、長崎地方の郷土史家竹野忠生氏によつて「長崎談叢」に発表された「オマハ号射撃演習に関する考察」⁽⁹⁾と題する研究と、手塚豊博士監修の「長崎県警察史」上巻におさめられた「池島事件」⁽¹¹⁾と題する記述の二つが、おそらくこれまでこの事件を比較的詳しく扱った研究のすべてであろう。これらの研究は、現在、長崎県立長崎図書館が所蔵する池島事件関係書類⁽¹²⁾を利用したもので、長崎県内のみの事情は一応かなり詳しく明らかにされているが、しかしこれらの研究を以てしても、なお事件の全貌が解明されたとはいいがたい。竹野忠生氏が「残念ながらこの往文書綴には、日本政府と米国政府との間での外交交渉の経過や、また米国海軍軍法会議などにおけるオマハ号射撃事件の審議及裁決の結果などを把握しうる資料はない。……従つて今後の研究に待つべきものが多い」⁽¹³⁾と述べられているごとく、それらの研究には県内所蔵以外の資料は、ほとんど利用されていないからである。

本稿は、このような池島事件研究の現状に鑑み、これまでの研究に利用された長崎県側資料のほかに、当時、東京そのほかで発行された新聞の記事、また現在、外務省外交史料館が所蔵する「長崎県下池島ニ於テ亜米利加軍艦オマハ号発砲演習ノ為メ本邦人死傷一件」と題する外務省記録綴⁽¹⁴⁾、さらに米国側資料としては、米国議会図書館(The Library of Congress)より入手したT・O・セルフリッジ(Thomas Oliber Selfridge)回想録⁽¹⁵⁾などを利用し、できるかぎり詳しく、この事件の概要と、その処理の過程を探究し、併せて当時のわが国の外交交渉の実態を考察しようとするものである。

(一) オマハ号(Omaha)は、一八六九年に建艦されたスクルーパー付スloop型砲艦(Screw Sloop-of-war)で、池島事件勃発当時、米国海軍アジア艦隊に所属していた。同艦は、全長二五〇フィート六インチ、艦幅三八フィートで、その排水量は二三九四トン(米トン)、最高速度は十一・三ノットであった。なお、このオマハ号が砲艦となつたのは、一九一四年七月十日のことである[Navy Department, Dictionary of American Naval Fighting Ships (Washington: 1970), vol. V, p. 153j.]

(2) 長崎県西彼杵郡神浦村字池島(現在は、同県同郡外海町池島)は、長崎市の北西約十二千米の海上に位置する東西一・五千米、南北一千米、周囲四千米の小島である。同島へは、西彼杵半島の大瀬戸よりフェリーが頻繁に出ており、それに乗船すれば約三十分で到着する。しかし同島が開発されたのは、昭和二十七年に松島炭鉱株式会社池島鉱業所が設置されて以降のことであり、それまでは寂しい孤島であつた。ちなみに今日、同島住民の数は、七一五九名(昭和五十三年十二月末現在)であるのに対し、事件勃発当時、その数は、わずか戸数八十五戸、三三八名にすぎなかつた(大瀬戸警察署池島警部補派出所川口正美氏談)。

(3) この時期の鎮西日報は、今日、国立国会図書館にも東京大学法学部明治新聞雑誌文庫にも所蔵されていない。また同日報の地元というべき長崎県立長崎図書館においても、同様である。なお、鎮西日報は、明治十五年、西海新聞を改題したもので明治四十三年までつづいた新聞である(中山軍次「長崎新聞史」・地方別日本新聞史・昭和三十一年・四六一頁、四六四頁)。

(4) 例えば、明治二十年三月十日付大坂日報は「去七八両日の本紙電報欄内に記載せし彼の長崎県下池島傍傍に於て米國軍艦オマハ号が演習の爲め発砲して島民を死傷せしめたることに付き去六日の鎮西日報に左の如く記したれば之を転載す。……」(傍点筆者)と述べ、それが鎮西日報からの転載記事であることを明示している。また明治二十年三月二十日付土陽新聞が、次のように述べているのも同様の例である。「……右全員を齎らし昨日池島へ渡海せしめたり云々と十二、十三日の鎮西日報に見えたり」(傍点筆者)。

(5) 「西彼杵郡神浦村郷土誌」(手書本・長崎県立長崎図書館蔵)・大正七年・二六葉表―二七葉裏。

(6) 「郷土誌神浦村」・昭和三十八年・一三七頁―一三八頁。同書の内容は、前掲「西彼杵郡神浦村郷土誌」の記述にしたがつてにすぎない。

(7) 「外海町誌」・昭和四十九年・二四七頁―二五三頁。これは大部の町史であるが、そこに引用されている資料は、瀬戸分署長上申書、長崎県警部田川基明復命書、内相松方正義・外相大隈重信連名の賠償金伝達書など、ごくわずかである。

(8) 「長崎県史」・近代編(昭和五十一年)には、この池島事件についての記述がないばかりでなく、例えば、明治十九年長崎事件(清国水兵暴動事件)などの著名な事件についても一切ふれられていない。おそらく同県史の編集方針が、産業経済編にその重点を置きすぎたためであろう。

(9) 例えば、外務省編「日本外交年表並主要文書(上)」、鹿島平和研究所編「日本外交史・別巻3・年表」などの年表類のたぐいにはその記載があるが、しかし清沢潤「日本外交史(上巻)」(昭和十七年)、英修道「明治外交史」(昭和三十五年)、大久保利謙編「政治史Ⅲ」(昭和四十二年)、鹿島守之助「日本外交史(2)」(昭和四十五年)などの外交史、政治史の概説書には、一行も述べられていない。また当時、長崎県知事であつた日下義雄の伝記にも、このことについては全くふれられていない(中村孝也「日下義雄伝」・昭和三年・参照)。

(10) 竹野忠生「オマハ号射撃演習に関する考察」・長崎談叢・第五九輯(昭和五十一年六月)・二一八頁以下、第六〇輯(昭和五十二年八月)・九一頁以下。

(11) 長崎県警察本部「長崎県警察史」上巻・昭和五十一年・一三八二頁―一三九六頁。

(12) 現在、長崎県立長崎図書館が所蔵する池島事件関係書類は、「池島事件在文書綴」一冊、「池島事件参考書綴」二冊、「池島事件訊問調査・検証調査」一冊、「池島事件来文書綴」二冊の合計六冊の綴より成り立っている。長崎県立長崎図書館編「県立長崎図書館・郷土資料目録」(上) (昭和四十年)にも、これら四文書についての記載がある(二二二頁)。

(13) 竹野・前掲論文・長崎談叢・第五九輯・二二頁。

(14) 「長崎県下池島ニ於テ亜米利加軍艦オマハ号発砲演習ノ為メ本邦人死傷一件」(四門・二類・五項・一〇九号)と題する外務省記録綴(以下引用の際には単に「外務省記録」と略す)は、本事件についての最も基本的な資料である。なお、すでに公刊されている外務省編「日本外交文書」(第二十巻・第二十一巻)には、その一部が収録されている。

(15) セルフリッジの略歴については、次節註15・参照。

(16) なお、本稿において資料の引用に際しては、引用文に適宜句読点を施した。また旧漢字体については、現在一般に使用されているものに改め、さらに凡、フなどの合字については、トモ、コトなどに、モ、ヨ、メなどの変体仮名については、ハ、ニ、ヨリなどにそれぞれ改めた。

二 事件の概要

米国軍艦オマハ号による池島周辺へ向けての海上射的演習は、明治二十年三月四日午前十時頃⁽¹⁾、開始された。オマハ号が、海上射的演習を行った位置については、正確にはわからないが、当時、この砲撃を目撃した島民の一人藤川富左衛門の訊問⁽²⁾調書中に、

発砲シタルハ池島ト箱島ト間ニ艦ヲ止メ艦先ヲ沖ニ向ケ……

とあることや、また長崎警察署詰警部補中村郎⁽³⁾より同県知事日下義雄宛に提出された明治二十年三月七日付上申書中に、

同島(池島……筆者註)ヨリ僅カニ一里半ヲ距ツル松島トノ間ヲ何国ノ軍艦ナルヤ北ノ方ヨリ航行シ来リ、池島トノ間ヲ通過シ、同軍艦ハ航路ヲ右方ニ転ジ池島ヨリ一里許ヲ隔テ字箱島ト称スル一ツノ小島アリ(池島ヨリ南東ニ当ル)テ、之レト池島トノ間へ至ルヤ俄然池島ニ向ケ発砲ス(砲数殆ント三十発)。

とあることなどから考えて、それは池島と箱島の中間の海上で、池島からみれば東南東の海上、五百米ないし六百米の地点⁽⁶⁾であったと推定される。すなわち長崎港へ向けて南下していたオマハ号は、池島と松島の間を通過のち、そのまま南下する航路を採らず、池島沿いに右折、池島と箱島の間の地点にいたつたところで停止し、そこから池島南岸にある断崖を標的

とする形で射的演習を開始したものと判断される。⁽⁷⁾ 演習の時間については、当時の関係者の証言のほとんどが、午前十一時過ぎにはその砲声が停止したという点で一致しているところから、その時間は、午前十時から同十一時頃までの約一時間であつたとみてほぼ間違いない。

また、この演習によつて発射された実弾の数については、二十数発とする証言と三十発以上とする証言があり、かなり⁽⁹⁾の食い違いがある。⁽¹¹⁾ もつとも事件直後に不発弾として回収されただけでも六発の砲弾があり、さらにそののちに回収された一発を加えると、発見された不発弾の総計は、少なくとも七発となるので、その発射弾数が二十数発とする証言は、あまりに少なすぎるかもしれない。ちなみに米国側資料によると、この演習で発射された実弾は、六十ポンド旋条砲弾六発、八インチ旋条砲弾六発のほか、三十発の砲丸が発射されたことになつている。

さて、この海上射的演習の結果、池島には多くの実弾が打ち込まれたことになるが、この実弾が、オマハ号の目標とした断崖や小山のある同島南岸にとどまらず、それらを越えて同島北岸に面する池島郷（同島住民の集落）にまで着弾したことは、疑いない。オマハ号艦長セルフリッジは、このことについて、のちに書簡を日下知事宛に送り「拙者ノ了解ニ苦シムモノハ弾丸ノ破片如何ニシテ斯ノ如ク高聳セル断崖ノ頂上ヲ越ヘテ其背後ノ村落ニ到達セシカノ一点ニシテ……」とこれを弁明しているが、⁽¹⁶⁾しかし実弾が「高聳セル断崖ノ頂上ヲ越ヘテ其背後ノ村落ニ到達」したことは、しかも池島郷に飛来したのが「弾丸ノ破片」ではなく、実弾そのものであつたことは、不発弾が、池島郷近辺の畑の中より、多数発見されていることより明らかである。

なお、演習中の島民の状況については、当時、池島簡易科学校で授業中の同校雇教員森正光の証言が参考になる。森は、事件直後、警察の訊問に答えて、その時の模様を次のように述べている。⁽¹⁸⁾

問 弾丸ハ飛来ラザルヤ。

答 実丸ノ飛ビ様ニアリ、夫ヨリ生徒ノ授業ヲ止メ、生徒ナド学校ノ下ノ石ノ陰ニ潜ミマシタルモ、新タニ弾丸ガ来ルニツキ、又学校ニ帰ヘリマシタ。其後十発以下打出シタト思ウ目前ニ砲撃ガ止ミマシタ。ソノ時十二時ニナリシニ付キ授業ハ止メマシタ。

かくして池島周辺へ向けての海上射的演習を終えたオマハ号は、同日十二時過ぎ、再び艦首を長崎方面へ向けて立ち去つた。なお、オマハ号が、演習終了後、不発弾の処理、あるいは確認のため、同島に立ち寄つた形跡はみられない。⁽¹⁹⁾

しかし、幸いにもこの演習による同島民への直接の被害は軽微であつた。このことにより、同島民の人命に危害が及ぶようなことは一切みられず、その被害は、わずかに「北坂金太郎ノ住家ノ屋根ヲ打貫キ羽釜一個ヲ破壊」した程度であつた。⁽²⁰⁾

そのことについて三月七日付大坂日報は「外国軍艦より発せし破裂弾周防洋池島に達し、死者四人負傷者七人あり」と報じた。あたかもそれが演習による直接的被害であるかのように述べているが、これはそのちに生じた暴発事件による被害と混同した誤報である。合計十一名にのぼる死傷者が、このあとの第二次災害によつて生じた被害であることは、のちに詳しく述べる通りである。⁽²²⁾

この演習で唯一人、直接被害をこおむり、家屋の一部を破損された北坂金太郎は、演習の直後、自宅の被害の状況を池島郷長に対し届け出た。左は、その被害届を受けた当時の池島郷長池富友八に対する警察の訊問調書の一部である。⁽²³⁾

其内破裂ノ止ミタル後、字一筋町ノ北坂金太郎ガ東善作ヲ連レテ自分ノ処ニ届ケ出ルニ、金太郎ノ屋根及壁ヲ打チ碎キウチ割リシ間、其後欠ケタル弾丸ノ片割持チ来レリ。(略)二時頃トマデト思ウ頃瀬戸分署ヨリ警部、神浦ヨリ巡查御回覧アリテ、右様子ノ委細申出其レヨリ分署長、神浦駐在巡查、神浦戸長―同道シテ北坂金太郎ノ宅ニ就キ実地檢分致シタリ。

これにより、北坂金太郎が東善作を伴つてその被害の状況を池島郷長へ届け出たことのほか、午後二時頃、たまたま巡回のため瀬戸分署長らが池島に来訪中であつたこと、そしてまた、同分署長らによつて北坂金太郎宅の实地檢分が行われたことが明らかとなる。右の証言中「瀬戸分署ヨリ警部」(傍点筆者)とあるのは、長崎警察署瀬戸分署長警部補(傍点筆者)小

西才弥⁽²⁴⁾のことであり、「神浦ヨリ巡查」とあるのは、これに同行していた巡查内海多三郎⁽²⁵⁾を指す。また「神浦戸長」とあるのは、池島の所屬する神浦村の戸長一之瀬信造⁽²⁶⁾のことであろう。

なお、この間の模様については、三月七日付小西瀬戸分署長より日下知事宛上申書⁽²⁷⁾に詳しいので、次にその一部を引用しておく。

明治二十年三月四日午後第一時本職儀巡查内海多三郎ト同行シ持区内西彼杵郡神浦村池島郷ヲ巡回候処、本日午前第十時頃外国軍艦ヨリ池島ヲ砲撃シタル旨同島郷長池富又ハ其他ノ島民ヨリ申出タルニ付事実取調候……本職ハ各所検分ノ上郷長其他実見シタル人々ヲ全所ノ簡易科学校ニ集メ軍艦進行以來ノ手續ヲ取調タル上人民ノ拾ヒ来リタル六個(内五個ハ円形一個ハ楕円形)ノ彈丸(是レハ字アボアキニ在リシヲ發見人ノ河野國太郎ノ宅前迄運ビ来リシモノ)ヲ相当取調保存ス可キ旨郷長ニ命ジ置キ其中円形ノモノ一個ヲ証拠物ニ供スル為巡查内海多三郎ヲシテ瀬戸分署エ齎ラシメ本職ハ右事件ヲ上申ノ為メ長崎行ノ汽船便ヲ求メントテ午後四時頃松島村ヘ直行上陸……

つまり、たまたま池島を巡回していた瀬戸分署長小西警部補らの一行は、各所(北阪金太郎宅など)を検分し、さらに不発弾六個(丸玉五個・突丸一個)の検分をすませたのち、内海巡查は円形彈丸一個を証拠品として瀬戸分署に持ち帰るため、他方小西分署長はこの事件を長崎警察署に上申するため、それぞれ池島を離島したというのが、右の資料の示すところである。

残された不発弾五個のうちの一個が爆発し、多数の池島島民が死傷する惨事が起つたのは、この直後の出来事である。島民の証言によれば、爆発の時刻は四日午後四時三十分⁽²⁸⁾であり、爆発の地点は、簡易科学校の前⁽²⁹⁾であつた。

また爆発の直接的原因については、ほとんどこれにふれる資料がないが、わずかに池島郷長に対する警察の訊問調査に次のような一節がある。⁽³⁰⁾

問 彈丸ノネジヲアケ、之ヲタタキシハ誰ノ仕業ナルヤ。

答 常太郎ノ申立ニ依レバ時太郎ノ仕業ナリト聞キマシタ。

問 時太郎ハ長崎ニ鍛冶ノ修業ニ行キタルモノニテ、鑄物金物ノ水揚方ヲ心得ル様聞クアリ。右ハ事実ナリヤ。

答 然リ。

これによると、「彈丸ノネジヲアケ、之ヲタタ」いたことが、爆発の直接的原因であり、それは「時太郎ノ仕業」ということになる。ただこの池島郷長の証言は、「常太郎ノ申立ニ依」る伝聞証言にすぎず、また他に徴すべき資料もないため、確信は持てない。

さて、不発弾爆発事件の発生が容易ならざる事態であると判断した池富池島郷長は、ただちに急行船を仕立てて対岸の瀬戸分署へその概略を届け出るとともに、医師の派遣を要請した⁽³¹⁾。またこのことは、松島において長崎行の便船待ち合わせ中の小西分署長にも急報され同分署長はただちに池島へ引き返し、現場の指揮にあたった⁽³²⁾。警察官ならびに医師が到着したの⁽³³⁾は、爆発から約五時間後の午後九時四十分頃である。

爆発現場の悲惨な模様については、前掲、小西分署長の上申書中に、

其顛末ハ別紙調書ノ如ク其場及ビ近傍ニ居リシ十一名ノ人民負傷者ハ小学校敷地内ノ北隅ニ置キタル風呂桶及東隅ニアル蘇鉄ノ傍ラ
或ハ学校前ノ小川ヘ転墜シタル俣倒レタルモノナリ、又此時彈丸ノ破片教場ノ壁ヲ破リ、教員居室ノ棟エ打チ込ミタル本職検視ノ際ハ
死傷人ノ衣服モ血痕ノ俣其辺ニ残り居リ地面ニハ鮮血凝滞致居候。

とあることから、その一端をうかがうことができるが、より具体的な被害の状況については、長崎病院長吉田健康⁽³⁴⁾の作成した死亡鑑定書・負傷鑑定書⁽³⁵⁾が参考となる。そこでこれらの鑑定書にもとづき、被害者(死者四名、重傷者四名、軽傷者三者)一覧表を次に掲げよう。

前註 被害者の状況は、鑑定書の結論の部分を摘記したものである。

死亡	宮本貞一 (八年)	致死の原因を推考するに腸管脱出の爲め虚脱に陥り死亡する者と及鑑定候也	重傷	井上チヲ (二二年)	右は極めて重度の創傷にして予後不具に属する者と診断候也
死亡	浜辺孫右衛門 (一九年)	右は極めて重度の創傷にして、就中頸部及び上下腿部は血管を損傷し多量の出血を致し虚脱に陥り死亡したる者と診断候也	重傷	川尻茂作 (二三年)	右は重度の創傷なりとす、然れども適當の医治に依り経過良善なるときは日数大約十二週間にして治療すべき者と診断候也
死亡	池富政市 (一三年)	右は極めて劇度の創傷にして、就中上髓及び下髓の損傷は血管を破断したるを以て出血の爲め虚脱に陥り致命したる者と診断候也	重傷	吉川吾助 (七年)	右は稍や重傷に属す、然れども適當の医治に依り経過良善なるときは日数大約五週間にして治療す可き者と診断候也
死亡	北村時太郎 (二五年)	右は眼球陰囊等貴要部を損傷し且つ血管を切断したるに依り虚脱の爲め致命したる者と鑑定候也	輕傷	松下タヲ (四六年)	右は輕傷にして適宜の医治に依り最大約二週間を経過するときは治療す可きと診断候也
傷重	池田常太郎 (二五年)	右は重度の創傷にして予後甚だ危険なりとす、幸に死に至らざるも到底不具を免ざる者と及診断候也	輕傷	中山フジ (一三年)	右は輕傷にして適宜の医治に依り日数大約拾日間を経過するときは治療す可きと及診断候也
			輕傷	村崎キミ (一六年)	右は輕傷にして適宜の医治に依り日数五日間を経過するときは治療す可き者と及診断候也

この一覽表にある被害者のうち、死亡した四名はいずれも即死であつた。また重傷者四名のうち、重態の池田常太郎、川尻茂作、井上チヲの三名は、七日夜、急行船で長崎に護送され、ただちに長崎病院に収容された。そして翌八日午後より院長吉田健康、御雇い医師ブーケマの執刀により、池田には右足切断、井上には両足切断の大手術が施され、ようやくその一命はとりとめられた。⁽³⁷⁾ 左はこの時の模様を伝える三月十五日付大坂日報の記事である。

過日長崎県下池島にて負傷せし七名の内、重傷危篤に係る池田常太郎、川尻茂作、井上チヲの三名は、去る七日長崎病院へ入院し翌八日午後より治療を施されたり。尤もチヲは両足切断、常太郎は右足切断にて院長吉田健康、教師ブッケマ⁽³⁸⁾の両氏これに与かりたるが、右治療手術の際米艦マリオン号、オマハ号乗組医官三名は、現場に立会ひて具に施術を目撃し其創傷の残酷にして負傷者の苦悶する

を傍観に堪へざりけん、即座に金若干を恵し翌九日には長崎居留地なる米人シャッフエルド婦人及びミスホテルの娘某の兩名は、長崎病院に到り右負傷者の専牀に就き慰撫にこれを慰めし末、美麗なる草花数株及びソップ等を恵与せり。

ところでこうした救援活動が行われている間、長崎県への事件勃発の通報は、小西瀬戸分署長の命令により、前間俊次巡査がこれを代行した。小西分署長上申書には、「同夜午前第四時巡査前間俊次ヲシテ本職見聞ノ概略ヲ長崎ニ急報セシメ……」⁽³⁸⁾とあるから、前間巡査が小西分署長の命令により池島を離れ、海路長崎へ向かつたのは、五日早朝、午前四時であつたと判断できる。小西分署長が長崎へ出張せず池島に残つたのは、引きつづき現地における救助活動、実況検分等の陣頭指揮にあたる必要があつたためである。⁽³⁹⁾

前間巡査が右記の通りの時刻に池島を出発したとすると、同日午前七時頃には長崎港に到着したはずであり、池島事件勃発のニュースは、遅くとも同日午前中には長崎県に伝達されたはずである。次の前間巡査による長崎警察署長宛「報告書」は、現地からの第一報であると考えられる。⁽⁴⁰⁾

報告書

明治二十年三月四日午前十時ヨリ十一時頃迄ノ間ニ於テ瀬戸分署持区内神ノ浦村ノ内池島郷ト称スル一孤島ヨリ該島ニ向ケ何国ノ軍艦トモ知レス突然二十発余ノ砲丸ヲ放テリ。為メニ同郷北坂金太郎ノ住家ノ屋根ヲ打貫キ羽釜一個ヲ破壊セリ。然ルニ該島ノ人民ハ大ニ恐怖シ岩石ノ間ニ潜ミ甚シク狼狽セリ、而シテ十一時頃ニ至リ発砲ヲ止メタルニ付其破烈セザル砲丸ヲ東喜作、北村時太郎姓不詳由蔵等各一個ツ、拾ヒ来リ珍ラシキ物ナリト転々弄ブ際追々多人数集合シ居タルニ忽チ一個ノ砲丸破烈シ為メニ池富政市（令十三年）、……（他三名）……ハ死亡シ外七名ノ負傷者ノ内三名ハ重傷ニシテ内四名ハ輕傷ナリ、然レトモ未タ其氏名ハ不詳、該島タル周囲凡ソ一里余ニシテ人民ハ其北面ニ居住シ戸数八十二、三戸アリ、南面ハ家無之故ニ南面ニ砲撃セシモノナラン、発砲セシ軍艦ハ長崎港ヲ指シテ航行シタリ、其軍艦ノ外形ハ黒色ニシテ煙筒二ヶアリ、其旗章ハ白地ニ縞ノ傍ニ星ノ如キ印シアルモ何分距離遠隔ニシテ肉眼ニテ識別スル不能。蓋シ米国軍艦ノ巨文島ヨリ引揚ケ当港ニ来ル航路中ト想像セリ、其砲撃シタル船艦ヨリ三百間余ノ距離ナラント思料ス。池島ハ瀬戸村ヲ去ル三里松島ヲ去ル凡ソ二里瀬戸村ヨリ西南ニ當リ、此事件ヲ聞知スルヤ当分署長小西警部補ハ右ノ始末直ニ報告セント実況書ヲ

作り松島ヨリ汽船ニ投シ出崎セントスル際砲丸破裂⁽⁴²⁾ノ報告ヲ受ケ再タヒ該島ニ出張取調べ中ニ有之候条此段聞知シタル概略及報告候也
明治二十年三月五日

長崎警察署長 警部 佐々木新藏殿

瀬戸分署詰巡査 前間俊治

かくして池島事件の勃発を知るところとなつた長崎県では、これに対処するため、急拠、現地へ調査団を派遣することに決定した。そのメンバーに選ばれたのは、長崎警察署詰警部補中村郎、巡査飯塚喜三郎⁽⁴¹⁾、長崎病院長吉田健康、同副院長公文良能⁽⁴²⁾、長崎始審裁判所検事補堀池常作らである。一行は、その日(五日)の午後四時半、長崎港から明津丸に搭乗、池島⁽⁴³⁾に向かい、同島を調査ののち翌六日同港に帰港したが、本稿にたびたび引用している中村郎より長崎県知事日下義雄宛三月七日付上申書は、この調査終了後提出された復命書と考えてよい。この上申書は、すでに「長崎県警察史」上巻に、その全文が復刻紹介されているので、ここではそれをほゞき、長崎病院長吉田健康の「報告書」を次に掲げておく。⁽⁴⁴⁾

西彼杵郡池島ニ於テ若干名ノ銃創者並死亡者有之ニ付昨五日閣下ノ命ヲ奉シ医員公文良能、中村警部補、堀池検事補等ト同伴三菱汽船明津丸ニ投シ今日午後四時半当港出発、全七時池島ニ着、直ニ現場ニ臨ミ各家ニ就テ検査シタル。死亡者及負傷者ハ皆悉ク破裂⁽⁴⁵⁾彈丸ノ破⁽⁴⁶⁾烈シタル鉄片及爆裂ノ際火薬ノ為メニ負傷シタル者ニシテ、已ニ二十七時間ヲ経過シタリ。其創傷ノ形状部位及致命ノ原因等ハ別紙之通ニ有之候条不取敢上申仕候也。

明治二十年三月六日

長崎病院長 吉田健康

長崎県知事日下義雄殿

長崎県では、右記の現地調査を履行したほか、発砲軍艦の艦籍照会、さらに外務省への事件勃発の通報などをただちにを行い、あわただしい事態となるのであるが、事件処理の詳しい経過については節をあらためて述べることにしたい。

(1) 池島郷長池富友八の警察に対する証言(前掲「池島事件訊問調書・検証調書」)、ならびに三月五日付瀬戸分署詰巡査前間俊次より長崎警察署長佐々

本新蔵宛報告書(前掲「池島事件参考書綴」)、同月同日付日下知事より井上外相宛電報(前掲「外務省記録」)、「日本外交文書」・第二十卷・四八七頁)に記載されている時刻による。

- (2) 前掲「池島事件訊問調書・検証調書」。
- (3) 中村の官名は「長崎県職員録・明治十九年十二月三十一日改正・二三頁による。
- (4) 日下が長崎県令となつたのは、明治十九年二月二十五日のことである。そののち同年七月十九日の官制改革により長崎県知事となり、明治二十二年十二月二十六日までその地位にあつた(「頭要職務補任録」・上巻・四七六頁、中村・前掲「日下義雄伝」・年譜・九頁―一〇頁)。
- (5) 前掲「池島事件参考書綴」。
- (6) 前掲「前問調査報告書」には「其砲撃シタル艦船ヨリ三百間余ノ距離ナラント思料ス」(前掲「池島事件参考書綴」)とある。この報告書が正しいとすれば、それをメートルに換算してその距離は五百四十米となる。
- (7) オマハ号が池島と松島の間を通過したのち、右折し池島と箱島の間の上海上に停止したことは、「軍艦航路図」(前掲「池島事件訊問調書・検証調書」)より明らかである。
- (8) 註1に同じ。
- (9) 例えば、島民東善作ならびに同高見有右衛門の警察に対する証言(前掲「池島事件訊問調書・検証調書」)。
- (10) 島民藤川富左衛門の警察に対する証言(前掲書類)。
- (11) 例えば、明治二十年三月十日付大坂日報は、この点につき「大砲(三十発、或は云ふ、二十余発)を発射し……」(傍点筆者)と報じており、その発射弾数については、諸説があつたことを伝えている。
- (12) 三月七日付警部補中村郎より日下知事宛上申書中に「其場所ヨリ同郷河野国太郎、東善作、高木由蔵其他ノモノ……丸玉五個、尖丸一個ヲ持帰り、一度河野国太郎居宅前ニ置キ……」(前掲「池島事件参考書綴」)とあるので、事件直後に回収された不発弾の数は、丸玉五個、尖丸一個の合計六発であつたことがわかる。
- (13) 三月二十三日付瀬戸分署長小西警部補より日下知事宛「池島郷弾丸発見ノ儀ニ付上申」(前掲「池島事件参考書綴」)。
- (14) 一八八八年(明治二十一年)六月十四日付ホイットニー海軍長官声明書(Army And Navy Journal, June 23, 1888)。なお、この声明書の全文を掲載したArmy And Navy Journal紙は、米国において有数の軍事専門紙である。
- (15) ヤルソックス(Thomas Olier Selfridge)は、一八三六年二月六日、父を海軍少将とする家庭に生まれた。五四年首席で海軍兵学校を卒業した後、海軍に入り、五六年海軍大尉となつた。そののち八一年大佐に昇進し、オマハ号艦長となつたのは八五年である(Memoirs of Thomas O. Selfridge, Jr. (New York: The Knickerbocker Press, 1924); Who Was Who in America (Chicago: A. N. Marquits, 1943), 1897-1942, vol. 1, p. 1102; The National Cyclopaedia of American Biography (New Jersey: James T. White, 1967), vol. VII, p. 552, 7)。

- (16) 前掲「池島事件来文書綴」。なお、このセルフリッジ書簡の原文(英文)は、前掲「外務省記録」中に収録されている。
- (17) ここでいう簡易科学校とは、明治十九年四月十日・勅令第十四号小学校令により設置された小学校簡易科のことである。小学校簡易科は、高等・尋常の二種の小学校のうち、とくに尋常小学校に代用するものとして設置されたものであり、その修業年限は、他の小学校よりも一年間みじかく三カ年以内であった(「明治以降教育制度発達史」第三卷・昭和十三年・三七頁―三八頁、「長崎県教育史」下卷・昭和五十年・五五頁―五六頁)。
- (18) 前掲「池島事件訊問調書・検証調書」。
- (19) もつとも藤川富左衛門の警察に対する証言によると、オマハ号は、演習終了後、「砲撃シタル池島ノ海岸ニ近寄、砲発センタル場所ヲ見分スル様ニ見受ケ」(前掲「池島事件訊問調書・検証調書」)られたという。したがつて演習終了後の事後処理を行う意図が同艦に全くなかつたとみるわけにはいかないが、しかし事後処理を具体的にに行った形跡はみとめられない。
- (20) 前掲、前開調査報告書(前掲「池島事件参考書綴」)。
- (21) 「周防、洋池島」(傍点筆者)とあるのは、明らかに誤報である。「天草洋(灘)池島」と報道すべきところを、そのように間違つて報道していることは、報道機関がこの時点(三月七日)においてもなお、この事件の概要を正確には把握していなかつたことを示している。
- (22) 本誌五一頁参照。
- (23) 前掲「池島事件訊問調書・検証調書」。
- (24) 小西の官名は、「長崎県職員録・明治十九年十二月三十一日改正」・二四頁による。
- (25) 内海の官名は、三月七日付小西瀬戸分署長より日下知事宛、前掲上申書中の記載にもとづく。
- (26) 一之瀬の職名は、「長崎県職員録・明治十九年十二月三十一日改正」・五〇頁による。
- (27) 前掲「池島事件参考書綴」。
- (28) 前掲「池島事件訊問調書・検証調書」。
- (29) 前掲書類。なお、この爆発地点を、筆者は井上勇三氏(事件被害者井上チヲの長男)に案内していただいたが、現在そこには爆発地点を表示するものがない。
- (30) 前掲書類。
- (31) 前掲「池島事件参考書綴」。
- (32) 前掲書類。
- (33) 前掲「池島事件参考書綴」中の「人事摘要」には次のように記されている。

人事摘要

- 一、死亡 四人男四人
女ナ人

一、重傷 三人男二人
 一、軽傷 四人男一人
 四人女三人

一、彈丸爆発時間 四日午後四時四十分頃

一、警官出張医員共 全 午後九時四十分頃

一、検察官出張 五日午後六時頃

一、検察官退島 六日午後二時

一、警官引揚 全 午後六時

これにより、小西分署長以下瀬戸分署詰警察官が、医師とともに現場に到着した時刻は、四日午後九時四十分頃であつたと判断できる。なお、この時、警察官に同行した医師は、蒲池省三、中村卯一郎、三根源四郎の三氏であつたという(『土陽新聞』明治二十年三月二十三日付)。

(34) 吉田は、当時、長崎中学校長も兼ねていた(『長崎県職員録』明治十九年十二月三十一日改正・六六頁)。のち第五高等学校医学科長(主事)を経て二十八年二等軍医正となつたが、三十年九月二日病没した(長崎大学医学部『長崎医学百年史』昭和三十六年・六四一頁)。

(35) これらの死亡鑑定書ならびに負傷鑑定書(長崎県十三行野紙)は、三月七日、日下知事を通じて井上外相宛に送付されたものである(前掲「外務省記録」)。これらの鑑定書の全文は、三月十二日・十三日付大坂日報にも掲載されている。

(36) ブーケヤ(Sharko Weebenga Beukema)は、オランダ国籍のお雇ひ医官である。大阪陸軍病院、東京陸軍病院などを経て長崎病院に勤務したのは、明治十六年三月三十日から二十年十二月三十一日までの間である(前掲「長崎医学百年史」・四〇九頁―四一〇頁)。

(37) 三名の重傷者の長崎病院入院については、神浦村戸長一之瀬信造の多大なる苦勞があつた。そのことは、三月二十四日付同戸長より日下知事宛上申書中に「池島被災者ノ長崎病院入院ニハ長崎区内人民ノ保証ヲ要ス、然ルニ頼ムベキモノナシ。又島民ハ到底自弁シ兼ネル所ニ付、戸長以下責任ヲ以テ小官保証シ、入院ノ費用ハ……戸長以下給料ヨリ振替仕居候位ニテ日下当惑シテノ儀上申……」とあることより明らかである。しかしこの被害者救済の上申は、明治二十一年十月、内相山県有朋により拒絶された(前掲「池島事件来文書綴」)。

内務省指令甲第一二九号

本年九月二一日付出甲第一号池島事件遭難者救恤ノ儀上申ハ詮議及ビ難シ

明治二十一年十月十九日

内務大臣 山県有朋

(38) 前掲「池島事件参考書綴」。

(39) 小西分署長上申書によれば、彼が池島を離れたのは、三月六日午後四時頃であつた(前掲「池島事件参考書綴」)。「人事摘要」(註33・参照)によると警察官引揚げの時刻は、六日午後六時であるから、彼のみが二時間程早く引揚げたものと思われる。

(40) 前掲「池島事件参考書綴」。

(41) 飯塚の官名は、三月七日付中村警部補より日下知事宛上申書（前掲「池島事件参考書綴」）中の記載にもとづく。

(42) 公文の職名は、三月六日付吉田病院長より日下知事宛報告書（前掲「池島事件参考書綴」）中の記載にもとづく。

(43) 堀池の官名は、「司法省職員録、明治二十年五月調」・四四〇頁による。なお、当時の長崎始審裁判所には、裁判長秋山源蔵以下、判事として松野篤義、掛下重次郎、渡辺衛の三名がおり、さらに判事試補として荏野弘毅、判事補として斎藤幸友、梅田幸一郎がいた。また検事としては羽野知頭がおり、検事補としては、村上二郎、そして前述の堀池常作の二名がいた（前掲書・四三八頁―四四〇頁）。

(44) 三月六日付吉田病院長より日下知事宛報告書（前掲「池島事件参考書綴」）。「人事摘要」（註33・参照）によると、検察官（検事補堀池常作）は、あたかも単独で池島に出張したかのようにみえるが、堀池検事補は、長崎県より現地に派遣された調査団の一員であった（前掲、吉田病院長報告書・前掲「池島事件参考書綴」）。したがって「人事摘要」が示す「検察官出張・五日午後六時頃、検察官退島・六日午後二時」との記述は、堀池検事補を含む調査団一行の行程を指すものと理解すべきである。なお、調査団一行の池島到着時刻について、五日午後六時頃とする「人事摘要」の記述と、五日午後七時とする「吉田病院長報告書」の記述との間には、若干の異同があるが、しかしこれらは、さしたるくい違いではないといえるべきである。

(45) 前掲「長崎県警察史」上巻・一三八七頁―一三八八頁。

(46) 三月六日付吉田病院長より日下知事宛報告書（前掲「池島事件参考書綴」）。

三 事件処理の過程（その一）

この事件の第一報が、日下長崎県知事名で井上馨外相宛に打電されたのは、三月五日午後一時五十分のことである。「長崎県警察史」上巻は、この五日昼発信第一報について、「電報と思われるが内容不明」と述べているが、前掲外務省記録によれば、その第一報というのは、次のようなものであった。⁽²⁾

県下西彼杵郡イヶ島へ軍艦一隻来り昨四日午前十時頃ヨリ十一時頃迄二十余発砲シ、此ノ時破烈弾ノ一片民家ヲ穿チ釜ヲ破壊セリ。軍艦去リシ後人民未発ノ弾丸拾ヒ見物セシニ群集中ニテ破烈シ即死四人負傷七人アリ。何国ノ軍艦ナルヤ未ダ詳カナラズ只今取調中。

明治二十年三月五日後一時五十分

日下長崎県知事

外務省

明治二十年・池島事件の一考察（一）

井上外務大臣殿

これによれば、日下知事の第一報は、事件と被害の概要をとりあえず報告したにとどまり、また、発砲軍艦の艦籍等についても「只今取調中」と伝えたにすぎなかつたことがわかる。日下知事が艦籍不明の段階で、これをいちはやく外務省に伝えていることは、彼が、この時すでに該事件の外交事件への発展を読みとつていたことを示している。

しかして同日間もなく、日下知事が、軍艦発砲の件につき在長崎米国領事 J・M・ボルチ (J. M. Birch)⁽³⁾ に照会したところ発砲軍艦は、米国軍艦オマハ号と判明したため、同知事は、急拠、井上外相ならびに山県内相宛に、次のような第二報を追電した。⁽⁶⁾

只今米国領事及比同国軍艦ヲマハ号艦長セルフリッヂ来庁、其ノ談話ニ依レバ池島ニ発砲シタルハ昨日午後一時頃入港シタル右ヲマハ号ニシテ海上射的演習ノ為メ為シタルモノナリ

明治二十年三月五日後四時

日下長崎県知事

井上外務大臣

山県内務大臣

かくして海上射的演習を行つた軍艦が、米国軍艦オマハ号であることを確認した日下知事は、早速、ボルチ領事との間で事件処理のため、その談判を開始することになつた。日下知事が、その交渉を始めるにあつたの「心得」を伺う井上外相宛三月六日付電報は、次の通りである。⁽⁷⁾

……尚ホ此ノ事件ニツキ領事ハ彼我ノ間ニ周旋シ居レリ。此ノ事件ニ対スル談判如何心得然ルヘキヤ至急御指揮ヲ請フ
明治二十年三月六日後二時四十分発

これに対し外務省は、長崎県が在長崎米国領事との間で交渉を開始することを認め、次のような回答を行つた。⁽⁸⁾

日下長崎県知事

外務次官 青木

親展

電信ノ趣承知、米國領事ヘ照会シ満足相成様ノ談判ヲ遂グベシ

明治二十年三月七日発

しかし、この外務省回答によつて、日下知事に与えられた交渉権限はその範囲について、いささか不明確であつた。そのことは、日下知事が井上外相に対し、即日、「池島事件ニ付テハ談判ノ全權ヲ本官ニ御委任相成ル義ナルヤ至急御指揮ヲ乞ウ」と伺つてゐることからも明らかである。この日下知事の伺いに対し井上外相は、交渉の全權委任は否認する次のような回答を行つた。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

日下知事

外務大臣

貴官ハ領事ト談判ヲ遂グルノ權アルハ勿論ナリ。但其談判上貴官一己ノ考案ニ任セ能ハザルコトアレバ其時々伺ヒ出ツベシ。

明治二十年三月七日発

長崎における現地交渉がこうして始まつた直後、オマハ号乗組員は、池島遭難者に対する見舞金贈与の申し出を行つた。セルフリッジ艦長以下オマハ号乗組員有志による総額、六百三十六弗余の献金である。⁽¹¹⁾この見舞金は、賠償金などとはまつたくその性格を異にする私的なものではあつたが、井上外相は、これを収納すべきか否かについて、日下知事に対し次のように指令した。⁽¹²⁾

艦長ノ派書中「レグレット」ノ意ヲ含ミ居レバ可ナリ⁽¹³⁾

つまり見舞金を収納する前提として、艦長の遺憾の意の表明があればよいというのが右の指令の趣旨である。

ところが日下知事は、この指令にもかかわらず、それよりも一段と厳しい「海軍有司の弁明」を要求する行動を採るに至つた。すなわち三月八日、同知事は次のような注目すべき書簡をポルチ領事宛に送付したのである。⁽¹⁴⁾

拝啓 頃日貴国軍艦オマハ号ニ於テ我政府ノ規則ニ違背シ、県下池島海岸ノ一部ニ向ヒテ実丸ヲ用ヒ大砲発射演習相成タルガ故ニ生シタル該島民等ノ惨状ニ付、警部補中村郎ヨリ本官ヘノ申報書訳文茲ニ封入及御送付候。右ハ其際不幸ノ島民ガ生命ヲ奪ハレ、或ハ身体ニ傷害ヲ蒙リタルノ状ハ、実ニ愍然可嘆ノ至ニ有之候。該島民等ニ於テモ頗ル悲嘆ノ意ヲ懷キ居ル義ニ有之、就テハ右事件ニ関シ貴国海軍有司ヨリ弁明モ可有之ニ付、本官ノ心得且ツハ我政府ヘ具申ノ為メ其書類御回付方ヲ貴下ニ請求スルハ、本官今日ノ職務上無余儀次第ニ有之候。拜具。

明治廿年三月八日

長崎県知事日下義雄

合衆国領事

ジョン・エム・ボルチ貴下

「海軍有司の弁明」を要求する右の書簡が、艦長の遺憾の意の表明でよいとする井上外相の指令を大きく踏み越えるものであつたことは明らかである。日下知事がこの書簡の送付について外務省と事前の相談を全く行わず、自己の判断にもとづく行動に出た理由はよくわからない。あるいは現地における交渉過程で、日下知事自身は、ある程度の勝算が見込めたのかもしれない。

見舞金受領の問題を契機に、日下知事が米国側に厳しい要求をつきつけたことにより、事態がやがて国際問題に発展することについては、後に述べる通りである。⁽¹⁶⁾ 日下知事の問題の書簡が、ボルチ領事宛に送付されたことに對し、井上外相は、三月十日次のような指令を行つた。

一昨日ノ電信ニテ申進シタル「レグレット」ノ意ヲ含ミタル謝状トハ、船將若クハ領事ヨリノ書ニテ満足スル積ナリシ。然ルニ本日ノ貴官ヨリノ電信ニ依レバ米國海軍有司ヨリ弁明ヲ得タキトノ旨ニテ既ニ米領事ニ御懸合ニ相成タル様ナリ。貴官御申遣シノ如ク彼方ニテ承諾スレバ甚ダ満足ノ事ナレトモ、若シ領事ノ權力ニテ右ノ如キ要求ニ応ジ難キ有様ナレバ、貴官ニテ其機會ニ応ジテ最初本大臣ヨリ申進シタル意味ニ從ヒ、唯タ船將若クハ領事ヨリノ「レグレット」ノ意味ヲ含ミタル書ヲ以テ此局ヲ結ブベシ。最モ死傷人其他ノ「コンベンセイション」ハ此程御申越ノ通りニテ宜ロシ。

外務大臣

日下長崎県知事宛

三月十日後十一時発

しかし、この井上外相の指令を受けた日下知事は、外務省の対米接衝の姿勢が軟弱であることに大いに不満であつた。外務省と長崎県との間に、いかに大きな外交姿勢上の相違が生じたかは、日下知事が、内海県令時代⁽¹⁷⁾の外務省指令を「別紙」⁽¹⁸⁾として添付した上、次のように反論を行っていることからみても明らかである。

今日電報ヲ以テ申報仕候通池島事件ニ付キ、米國海軍有司ノ弁明ヲ得度旨別紙英文往五号ノ如ク去ル八日米國領事ニ照会致候。右照會書中ニ我政府ノ規則ニ違背シ云々ト書シタルハ、別紙和ノ第二号ノ如ク各國軍艦大砲射的等ノ儀ニ付テハ内海前県令ヨリ伺出其御指令ノ意ヲ各國領事ニ照会致置キ候故ニ有之候……

(別紙 外第八号)

伺之趣公然出願スルト否トヲ問ハズ港内ニ於テノ演習ハ一切難差許候ニ付、其旨預テ在港各國領事へ照会致シ置クベシ。港外ト雖モ陸地三海里以内ノ海上ニ於テ大砲射的致候儀ハ難差許候事。

外務卿井上馨代理 外務大輔 上野景範

明治十四年四月十八日

一方、対米接衝の姿勢をめぐつて、外相と長崎県知事とがそうした応酬を続けている間に、事態はむしろ、日下知事の意向に沿うような形で進展しつつあつた。すなわち、前述の、「米國海軍有司ノ弁明」を要求する日下知事書簡を受けとつたボルチ領事は、ただちにこのことを米國海軍アジア艦隊司令長官海軍少将 R・チャンドレル⁽¹⁹⁾ (Ralph Chandler) に通報し、さらにこれを受けたチャンドレル司令長官は、三月十日、米本国の海軍長官 W・C・ホイットニー (William Collins Whitney)⁽²⁰⁾ に対し、次のような上申書を送付したのである。⁽²¹⁾

……此凶変ニ付テハ何レノ点ヨリ見ルモ又事実ノ如何ヲ熟考スルモ、仮令艦長カ其乗組水兵ヲシテ暴声ノ彈丸発射ニ習熟セシムル為メ、大砲局ノ訓令ヲ遵守スルノ孰ヤニ出タルモノトスルモ、現ニ日本国民四名ヲ殺シ且ツ七名ニ負傷セシメタルモノハ即チオマハ号艦

長ガ輕忽ノ罪ヲ犯シタルモノニ外ナラズ。依テ我合衆國ハ充分ノ謝罪若クハ相当ノ金員或ハ謝罪ト金員トヲ併テ之ヲ償フノ責ヲ負ハザル可カラザルナリ。(略) 余ハ艦長セルフリッヂ氏ニ對シ職務上輕忽ノ罪ヲ証シ且ツ將來オマハ号艦長ヲ再ビ此ノ如キ狂暴ノ処置ナカラシメン為メ之ヲ軍法會議ニ附セント欲スレ共、本海ニ於テハ右予審ヲ開クニ充分ナル高等士官アラザルニ依リ余ハ出ヅベシトノ命ヲ与ヘ該艦ヨリ退去セシメタリ。因テ該艦長ノ処置ニ付充分ノ御訊問アラン事ヲ請求ス。敬具。

在長崎港旗艦マリオン号

千八百八十七年三月十日

亜細亞海合衆國艦隊司令長官

海軍少將ラルフ・チャンドレル手記

華盛敦

海軍長官ラーノレブル・ダブリュー・シー・ホイットニー閣下

セルフリッヂをオマハ号艦長から免じた上、米本国に送還したことを伝え、さらに海軍長官に「該艦長ノ処置ニ付充分ノ御訊問アラン事」を請求する右の上申書の内容が、日下知事を満足させるものであつたことはいうまでもない。三月二十一日、チャンドレル司令長官とボルチ領事は、この上申書の写を携えて長崎県庁を訪れたが、その際、日下知事がこれに満足の意を表明したことは、同月同日付井上外相宛日下知事電報に「本官ハ其処分ニ満足ノ旨ヲ答エ置キタリ」⁽²³⁾とあることにより明らかである。

かくして、贈与金の受領問題ならびに米国海軍有司の弁明を要求する日下知事の書簡を発端として始まつた外相と長崎県知事の応酬は、皮肉にも長崎県知事の強い方針が功を奏す形となつて解決した。

この予期された以上に、日本側に有利な現地外交交渉の展開について、井上外相は、もとより異論をはさむわけにはいかなかったが、しかしその消極的な外交姿勢は、それでもなお変更されることがなかった。そのことは、三月十八日、米国公使 R・B・ハバード⁽²⁴⁾ (Richard Bennett Hubbard) が、池島事件について遺憾の意を表明し、その処置に関しては米國

政府において善処すべきを信ずる旨を伝達してきたの⁽²⁵⁾に對し、同月同日、井上外相が次のような返答を行なつた⁽²⁶⁾ことに象徴されるであらう。

三月十八日達済

在東京米國特命全權公使

ヲノレブルリチャルドハッパード閣下

外務大臣

本日附第六十六号貴簡披見致候。陳者貴國軍艦ヲマハ号帝國領地内ノ海上ニ於テ射的演習ノ為メ生シタル不幸ナル變事ニ関シ、詳細御申越ノ次第了承。此件ニ付閣下ノ御懇情及チャントラドヲル水師提督ノ神速ナル処分ハ、本大臣ニ於テ大ニ満足スル所ニ有之。元來ヲマハ号射的演習ノ義ハ万国公法及帝國ノ法律ニ反シ帝國ノ領地内ニ於テ施行シタルモノ故、我政府ハ貴政府ニ向ヒ相当ノ補償ヲ求ムルヲ得ベキノ理モ有之候得共、貴政府ガ常ニ公正ノ道ニ依テ事ヲ処セラルルハ帝國政府ノ感佩スル所ニ有之。殊ニ今回、提督チャントレル氏ヨリ貴國政府へ上申相成タル主旨ノ如キハ、本大臣深ク其公平無私ナルニ感服スル所ニ候。就テハ此件ニ関シ、帝國政府ヨリ右等要求ヲ為サズ。都テ貴國政府ノ御処分ニ任セ可申、貴政府ニ於テハ我政府ノ要求ヲ埃タズシテ十分ナル満足ヲ我政府ニ与ヘラルルヲ確信致候。(以下略)

いうまでもなくこの書簡は、わが國が該事件に關する相当の謝罪 (Apology) ならびに損害賠償の請求權を一方的に放棄することを米國側に表明するものであつた。日下知事の尽力により、現地交渉が有利に展開しつつある状況で、あえて井上外相がこれを無視し、該事件の處理を米國側に全面的に一任したことは、寔に不可解な行動といわなければならない。

もつともこの書簡の相手方であつたハッパード公使は、当時、東京において開催中の條約改正交渉の米國側全權委員であり、またこの書簡が送付された三月十八日は、監獄規則の通知のことから双方の意見が対立した第二十三回條約改正會議が開かれた日にあたる⁽²⁷⁾。そうしたことから考えると、井上外相の一連の不可解な行動の根底には、條約改正交渉會議への過度の配慮があつたともいえる。井上外相が條約改正交渉を成功させるために、できる限り米國をはじめとする列國との摩擦を

回避したいと願つたとしても、それは不自然なことではないからである。しかし井上外相の不可解な行動は、必ずしもこの事件の場合のみに限られたわけではなく、例えば明治十三年吹田事件（訪日中のプロシア皇孫一行が、吹田の禁猟区において狩猟したことに端を発する吹田住民との間の紛争事件）においても、同様の行動がとられたのであり、そのことを考慮すれば、井上外相の不可解な行動は、基本的にはむしろ、井上外相その人に基因しているといふべきかもしれない。近年、吹田事件の処理過程が明らかとなり、そこにおいて、井上外相が有利に展開しつつあつた渡辺大阪府知事による対独現地交渉の成果を突如無視し、みずから進んで屈辱的譲歩を重ねた経緯が論証されたが、それと全く同様のことが、明治二十年池島事件の場合についてもいえるのである。吹田事件の場合といい、池島事件の場合といい、井上外相が対内的には高姿勢を堅持した反面、対外的にはそれと打つて變つて低姿勢を保持したことは、井上外交の特異な性格の一面を物語るものと考えられよう。

(1) 前掲「長崎県警察史」上巻・一三八九頁。

(2) 電・受和第四七号（前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・四八七頁）。

(3) J・M・ボルチの職名は、Mr. Birch to Mr. Kusaka, March 5, 1887.（前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・四九一頁）中の記載にもとづく。

(4) 目下知事のボルチ領事宛の照会状には「……何国ノ軍艦ナルヤ未ダ判然ナラザレ共、米国軍艦オマハ号ニ御相違ナク存ジ候条一度該艦長御調ノ上至急何分知ラサレタク御照会候也」（前掲「池島事件往文書綴」とあり、長崎県は、この時すでにそれが米国軍艦オマハ号による事件であることを確実視していたことがわかる。

(5) 「池島事件雑記」（前掲「池島事件参考書綴」）の三月五日の条に「……午後二時米国軍艦オマハ号艦長セルフリッヂ 同艦乗組士官及び同国領事ボルチ氏来庁、種々談話ノ際昨四日池島ニ於テ海上射的演習ヲ為シタル旨ヲ明言セリ」とあるので、発砲軍艦の艦籍がオマハ号と確認されたのは、彼らが長崎県庁に来庁した際とみてよい。

(6) 電・受和第四八号（前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・四八七頁）。

(7) 電・受和第四九号（前掲書類、前掲書・四八八頁）。

(8) 電・送和第四二号（前掲書類、前掲書・四八八頁）。

- (9) 電・受和第五〇号(前掲書類、前掲書・四八九頁)。
- (10) 電・送和第四五号(前掲書類、前掲書・四八九頁)。
- (11) このオマハ号乗組員による見舞金寄附額についてのリストをみると、その最高額は、セルフリッジ艦長による十五弗であった(前掲書類)。
- (12) 見舞金を収納すべきか否かについて、日下知事が外務省の指揮を要請したのは三月八日のこと(電・受和第五六号・前掲書類、前掲「日本外交文書」第二十卷・四九三頁)であり、これに対する外務省指令がなされたのは、日下知事の問い合わせが着電して間もなく(電・送和第一号・前掲書類、前掲書・四九三頁―四九四頁)である。
- (13) 見舞金とともに日下知事へ届けられたオマハ号艦長の添書をもとに「悲しい事件」(sad accident)という表現がある程度で、このような事例の場合、外交用語として通常使用される「遺憾」(regret)の意味を含む言葉は、全く見あたらない(前掲書類、前掲書・五〇〇頁)。そのためこの見舞金受領問題は、しばらく保留されることになり、その間、外務省と長崎県との間に対立が生じたことは、本文中に述べてあるとおりである。なお、米国内閣が遺憾の意をはじめて表明したのは、三月十日付アジア艦隊司令長官チャンドレル(註19・参照)より日下知事宛書簡(前掲書類、前掲書・五〇二頁)においてであり、外務省があらためて日下知事に対し、見舞金を収納して可なる旨を指令したのは、さらにその八日後、ハッパード公使(註24・参照)が公式に井上外相に遺憾の意を表明した三月十八日のことであつた(註25・参照)。そしてこの指令により実際に見舞金が被害者に配分されたのは四月九日(長崎病院入院中の三名の重傷者については翌十日)のことである(前掲「池島事件往文書綴」)。
- (14) 前掲「池島事件往文書綴」。
- (15) 本誌六三頁―六四頁参照。
- (16) 電・送和第五二号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・四九四頁―四九五頁)。
- (17) 内海忠勝は、日下知事の前々任者、長崎県令となつたのは明治十年十一月二十日で、十六年三月八日までその職にあつた(前掲「頭要職務補任録」上巻・四七六頁)。
- (18) 受・第二二二号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・四九五頁―四九九頁)。
- (19) R・チャンドレルは、当時、海軍少将で、アジア艦隊司令長官の地位にあつた。彼は、一八二九年八月二十三日ニューヨークに生まれ、海軍兵学校卒業後、海軍に入り、海軍准将にすなわち海軍工廠長などを歴任、のちアジア艦隊司令長官に転じ、八六年には少将に昇進した。八九年二月、香港において病没した(前掲「The National Cyclopaedia of American Biography, 1967, vol. W, p. 171.」)。
- (20) W・C・ホイットニーは、当時、G・クリウランド大統領の下で海軍長官の地位にあつた。彼は八七年海軍長官を辞任したのちは、もっぱら経済活動に従事し、ホイットニーグループと呼ばれる財閥をつくりあげた。一九〇四年二月二日、ニューヨークにおいて病没した(前掲書・vol. II, p. 407.)。
- (21) 前掲「池島事件来文書綴」。なお、このチャンドレル書簡の原文(英文)は、前掲「外務省記録」中に収録されている。
- (22) (23) 日下知事より井上外相宛電報(電報番号なし)(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・五〇一頁)。

(24) R・B・ハッバードが、在日米国公使の地位にあつたのは一八八五年から八九年までの間である。彼は一八三四年ジョージア州に生まれ、ハーバード法律学校卒業後、テキサス州政府に入り、その後七三年、同州知事に選ばれた。のち上院議員に転じ、さらに八五年には、G・クリーヴランド大統領の要請で在日米国公使に就任、東京へ赴任した(前掲 *The National Cyclopaedia of American Biography, 1967, vol. K, p. 72.*)。

(25) 受・第二六九号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十巻・五〇六頁―五〇八頁)。

(26) 送・第二三〇号(前掲書類、前掲書・五〇九頁)。

(27) 明治十九年十一月九日の第九回条約改正交渉会議において、日本政府は条約改正後十八カ月以内に各種法典をあらかじめ外国政府に通知することを認め、その合意をみていたのであるが、この日(明治二十年三月十八日)、監獄規則の通知のことから、日本法典の英訳を外国政府に「通知する」ことの意義をめぐつて、解釈上の対立が起つた。井上外相が、日本法典の制定、公布、施行に干渉するの権は外国政府にはないと主張したのに対し、外国側委員はいずれもこれに不満の意を表明したのである。すなわち、法典の通知は日本政府が法典編纂の約束をはたしたか否かを確認するためではなく、その法典が泰西主義に拠つたものであるか否かを知る手段であり、かりに右の条件が不備な時には外国政府は新条約を無効にする自由があるというのが、外国側委員の主張であつた。このため双方の主張は、正面衝突の形となり、条約改正交渉は暗礁にのりあがるにいたつた(山本茂「条約改正史」・昭和十八年・三〇六頁―三〇七頁)。

(28) 内山正熊「吹田事件(一八八〇年)の史的回顧」・法学研究・第五十一巻第五号(中村菊男先生追悼論文集)・昭和五十三年五月・九頁以下、藤田弘道「ドイツ皇孫『釈迦ヶ池』遊獵事件」・吹田の歴史・第七号・昭和五十五年三月・四一頁以下。

(未完)